

成周の庶殷について

— 賜與形式金文の分析を中心として —

近藤聖史

はじめに

克殷の後、周王朝は四方經營の據點として成周を造営した。その次第については『尚書』召誥、洛誥篇や『逸周書』作雒解などに見え、また西周前期の「廻尊」には「隹王初鄆宅弔成周（隹れ王、初めて宅を成周に^{うつす}）」とあるから、成王期には一時的に成周が王都として機能していたことが窺える。書序には「成周既成、遷殷頑民（成周既に成り、殷の頑民を遷す）」と、庶殷（殷の遺民）を成周に移住させたことが見えるが、その際に作られたのが『尚書』多士篇であり、有周の受命と殷の遂命、庶殷を成周へ遷すことが王の詰文の形式で述べられている。多士篇がどの程度當時の情況を正確に傳えていたかについてはなお検討を要するが、洛陽では殷系氏族の作器と考えられる青銅器銘文が出土しているから、克殷の後に庶殷が成周に遷されたことは事實であろう。

二〇世紀以降、洛陽では西周初期の青銅器が多數出土しており、銘文を記すものも少なくない。近年では、洛陽北窯において三五〇餘にも及ぶ西周墓が發掘され、成周に關する研究も比較的多い。^①しかし、庶殷に關

する研究についていえば、從來通り文獻資料の検討が中心であり、出土資料を扱った場合でも、個々の銘文の解釋に終始して、庶殷作器の銘文全般に亘って検討されることは少なかつた。そこで本稿では、庶殷の作器と思われる洛陽出土の賜與形式金文を全て挙げて、西周前期の成周庶殷と周王朝との關係を明らかにしてみたい。賜與形式金文は、賜與物の授受の次第について述べられた銘文で、原則として賜與を行つた人物（以下「賜與者」と呼ぶ）と賜與を受けた人物（以下「受賜者」と呼ぶ）の名を記している。そのため多くの場合、「賜與者」と「受賜者」との間に支配と被支配、或いは上位と下位の別を想定することができるのである。^②第一章では成周とともに周王朝の中心地として榮えた豐鎬及び周原出土の賜與形式金文における「賜與者」と「受賜者」の分析を行い、兩者の相違點について論じる。^③そして第二章以降では、成周出土の賜與形式金文を中心として、庶殷と周王、周召兩家との關係を明らかにしてゆきたい。^④

一、出土地域別に見る賜與形式金文の「賜與者」と「受賜者」

第一章では、西周王朝の中心地と考えられる豊鎬・周原・成周の三地区から出土した「賜與形式金文」を、地域別にAからCの表に纏めて論じてゆく。そして各地域の銘文の相違點を起點として、成周出土銘文の特異性を明らかにする。以下各表の凡例を記す。

各表では、西周前期から中期までの「賜與形式金文」を列挙した。銘文の選擇にあたっては、「賜與物」の内容が記されているか、あるいは「易（賜）」「賞」など付與の意を表す語が含まれているかとすることを基準とした。ただし上記の内容が含まれていなくても、「蔑曆」等の功歴を旌表する語が含まれているものは列挙した。

「冊命形式金文」については表から除外した。「冊命形式金文」の基準は武者章氏の分類第Ⅰ類の「銘文中に「冊令」「冊命」「冊」という動詞をもつもの」と、第Ⅱ類の「Iと共通する表現・内容、かつ職事に言及するもの」という条件を満たすものとする（「西周冊命金文分類の試み」一九八〇・東京大學出版會・松丸道雄編『西周青銅器とその國家』所收）。ただし第Ⅱ類に含まれる器でも、西周前期と考えられる器は表に挙げた。

賓禮を記す銘文は表から除外した。

- 表には「器名」・「集成」・「分期」・「王の所在」・「賜與場所」・「命者」・「賜與者」・「對揚の相手」・「受賜者」・「賜與物」・「祖考名」・「出土地」の項目を設けた。「器名」は原則として『殷周金文集成』（中國社會科學院考古研究所編・一九六四～一九八四、以下『集成』と略稱）に従い、「集成」に未収録で一九九九年までに新たに

出土した器については、『近出殷周金文集錄』（劉雨・盧岩編・中華書局・二〇〇二、以下『近出』と略稱）に従つた。「集成」は『集成』の整理番號、『近出』掲載の器には番號の前に「近」字を附けた。「分期」では『集成』・『近出』及び林巳奈夫氏（『殷周青銅器要覽』）・吉川弘文館・一九八四）の斷代を載せた。「王の所在」は王の所在地、「賜與場所」は賜與が行われた場所を記している。「命者」は「某、命某（某、某に命ず）」のように、「受賜者」（賜與を受けた人物）に對して命令した人物、「賜與者」は賜與物を與えた人物、「對揚の相手」は「某、對揚某休（某、某の休に對揚す）」のように、「受賜者」に對揚された人物の名を挙げた。「受賜者」は賜與物を受けた人物、「賜與物」は受賜された物品の具體的な内容、「祖考名」は「受賜者」の祖考の名、「出土地」はより詳細な出土情報を載せている。

（1） 豊鎬出土銘文

克殷の後、武王が都を置いたとされる鎬京は、『詩經』大雅・文王有聲篇の鄭箋に

豐邑，在豐水之西、鎬京，在豐水之東。

豊邑は、豊水の西に在り、鎬京は、豊水の東に在り。

とあるように、豊水（現在の澧河）東岸にあつたと考えられている。また、豊水の西岸には文王が都した豊邑があり、西周金文中では多く鎬京は「宗周」、豊邑は「葬京」の名で登場する。陝西省長安縣斗門鎮の北約七〇〇

m の地點からは、西周期のものと考えられる版築墓壇が發見されており、
鎬京は澧河東岸の斗門鎮・普渡村の付近に位置していたと考えられる。^⑦ 豊
邑についても既に中國科學院考古研究所によつて一九五五年から五七年
にかけて發掘調査が行われてゐる。また張家坡村からは四〇〇基近くの西
周墓が發掘されており、報告書では張家坡村を含む澧西の客省莊、馬王
村・大原村・馮村・新旺村の一帶を豐邑としている。^⑧ 以上のことを踏まえ
て、本稿では澧河兩岸の斗門鎮・普渡村・張家坡村・客省莊、馬王村・大
原村・馮村・新旺村及びその周邊地域から出土した銘文を鎬出土銘文と
して表Aに擧げた。

表を見れば一見して分かるように、鎬地區の賜與形式金文では王が
「賜與者」となる例が最も多く、その數は一七例中一四例に及ぶ。

5 「伯姜鼎」では「天子」が「賜與者」として見える。

隹正月旣生霸庚申、王才葬京瀝宮。天子減（蔑）室伯姜、易貝百朋。
伯姜對揚天子休、用乍寶尊彝。用夙夜明享于邵伯日庚。天子萬年百世、
孫孫子子、受厥屯魯。伯姜日受天子魯休。

隹正月旣生霸庚申、王、葬京瀝宮に才り。天子、伯姜を減はし
室し、貝百朋を易はる。伯姜、天子の休に對揚して、用て寶尊彝
を作り、用て夙夜邵伯日庚に明享す。天子、萬年百世、孫孫子子ま
で、厥の屯魯を受けん。伯姜、日に天子の魯休を受けよ。

「伯姜鼎」については黃盛璋・李學勤兩氏に通釋があり、何れも「天子」
を周王としている。白川靜氏が既に指摘されているように、「天子」は主

〔表A：鎬出土銘文〕

	器名	集成	分期	王の所在	賜與場所	命者	賜與者	對揚の相手	受賜者	賜與物	祖考名	出土地
1	利簋	4131	前期・I A	肅自	肅自		王		又事利	金	檀公	臨潼縣
2	子黃尊	6000	殷或前期	大室			王		子黃	瓈・貝	己口	澧西
3	伯宕父卣	5390	前期				父	父	伯宕父	馬		普渡村
4	鑄焜方鼎	2725	前期	葬京	葬京		王	王	鑄焜	金	父辛	普渡村
5	伯姜鼎	2791	前期	葬京瀝宮	瀝宮		天子	天子	伯姜	貝	邵伯父辛	普渡村
6	師鯀尊	2723	前期	上侯	上侯		王	厥德（王）	師鯀	金	文考	京兆
7	臣高鼎	近335	前期				王		臣高	貝	父丁	西安市
8	長缶盃	9455	中期・II A	下減	下減		穆王	天子	長缶			普渡村
9	遹簋	4207	中期・II A	葬京	葬京		穆王	穆王	遹	麟	文考父乙	秦中
10	伯唐父鼎	近356	中期	葬京	葬京		王	王	伯唐父	秬鬯・貝	□公	張家坡
11	孟狂父鼎	近338	中期				孟員		孟狂父	貝		張家坡
12	達匱蓋	近506	中期	周廟立	廟立		王	王	達	駒		張家坡
13	義盃蓋	9453	中期	魯	魯		王	王	義	貝		大原村
14	夨伯蓋	9702	中期	角父宮	角父宮		王	王	夨伯	□・素絲		大原村
15	孟簋	4162	中期・II B				毛公遣仲	朕考	孟の文考	臣	（文考）	張家坡
16	牽伯匱簋	4169	前期・II B	宗周	宗周		王	王	牽	貝	文考	西安
17	大師膚簋	4251	中期・II B	周師量宮	大室		王	天子	大師膚	虎裘		西安

君に對する稱謂であるから、必ずしも周王を指すとは限らないが（『金文通釋』四九、五〇九頁。以下『通釋』と略す）、「」では「王、葬京瀧宮に才あり」の王を伯姜が「天子」と稱したと考えてよからう。「瀧宮」の名は「史懋蓋」（9714中期）にも見え、「隹八月既死霸戊寅、王才葬京瀧宮。……王乎伊伯易懋貝（隹れ八月既死霸戊寅、王、葬京瀧宮に才。……王、伊伯を乎びて懋に貝を易はしむ）」とあるように、王の賜與儀禮が行われている。

ただ、『集成』は「伯姜鼎」を西周前期に斷代しているが、黃・李兩氏が述べるがごとく西周中期まで下ると思われる。^①

王以外が「賜與者」となっている例として、3「伯宕父卣」、11「孟狂父鼎」、15「孟簋」の三器が挙げられる。「孟狂父鼎」では、「賜與者」と語順を換えて解釋している^②。王氏の解釋に従えば一應意味は通じるが、やや改作に過ぎる感がある。『近出』にも著録されており、必ずしも偽刻といいうわけではないようだが、未讀ということで表には入れなかつた。

最後に「祖考名」に着目してみると、十干を用いる例が五器、「文考」とのみ表記する例が三器、十干を用いず「某公」と稱する例が二器ある。

しかし、祖考の名を記さない例が八器と意外に多い。用例は少なくなるが、西周前期に断代される七器のみで考えれば、祖考の名を記さない例は一器だけということになる。

とあって、無寰の征伐に從軍して孟の「文考」が「毛公遺仲」から賜與されたことが記されている。

「伯宕父卣」については賜與に至るまでの次第について記されておらず、「賜與者」と「受賜者」との關係は明らかでない。「父」が西周中期に多見する軍の指揮官「伯懋父」「伯（師）雍父」「伯屏父」の「父」と關係

があれば、軍職に從事しての賜與とも考えられる。

以上を總括すると、豐鎬地區においては「賜與者」が王となる例が壓倒的に多く、王以外の場合では軍事的な理由や同一氏族内での賜與が見られることが分かる。

なお、西安周邊の出土で王以外が「賜與者」となる例として「州子卣」（『近出』604・西周前期）がある。

壬寅、州子曰、「僕麻、余易帛・囊貝。蔑女王休二朋。用乍父辛尊」文意が通じないため、王長啓氏は鑄造時に錯亂したものとして

壬寅、州子曰、「僕。余易女帛・高貝一朋、蔑麻、王休、用乍父辛尊」と語順を換えて解釋している^③。王氏の解釋に従えば一應意味は通じるが、やや改作に過ぎる感がある。『近出』にも著録されており、必ずしも偽刻といいうわけではないようだが、未讀ということで表には入れなかつた。

最後に「祖考名」に着目してみると、十干を用いる例が五器、「文考」とのみ表記する例が三器、十干を用いず「某公」と稱する例が二器ある。しかし、祖考の名を記さない例が八器と意外に多い。用例は少くなるが、西周前期に断代される七器のみで考えれば、祖考の名を記さない例は一器だけということになる。

(2) 周原出土銘文

周原は『詩經』大雅・緜篇に
古公亶父、來朝走馬。率西水滸、至于岐下。

古公亶父、朝に來りて馬を走らす。西水の濱に率ゐて、岐の下に至る。

とあるように、文王の祖父にあたる古公亶父が都とした地であり、現在の陝西省岐山縣と扶風縣の境界である齊家溝の周邊と推定される。岐山縣の鳳雛村では周の宗廟と考えられる甲組建築址が、また召陳村においても一五基に及ぶ建築群址が發見されている。^⑩ 本稿では、扶風、岐山縣及びその周邊地域（眉縣、寶雞市も含む）で出土した銘文を、周原出土銘文として表Bに挙げた。

豊鎬地區と比較すれば割合としては低いものの、二四例中一六例は王が「賜與者」であり、最も用例が多い。

王以外が「賜與者」となつてているのは八例である。以下その詳細を見てみたい。

4 「譙鼎」では

唯八月初吉、王姜易譙田三于待^口。師譙^{まつり}酷兄^{おくる}。用對王休。子子孫孫、其永寶。

唯れ八月初吉、王姜、譙に田三を待^口に易ふ。師譙、酷^{おくる}して兄^る。用て王の休に對ふ。子子孫孫まで、其れ永く寶とせよ。

とあるように、王姜が「賜與者」として見える。王姜の名は西周前期の銘文に多く見られ、姜姓の諸侯或いは臣下から周王に嫁した人物と考えられている。「乍冊農卣」（5407 前期・I B）では、王姜が乍冊農に命じて夷伯の領地を安堵させたことが、「乍冊令方簋」（表C-5）では、王の楚伯

〔表B：周原出土銘文〕

	器名	集成	分期	王の所在	賜與場所	命者	賜與者	對揚の相手	受賜者	賜與物	祖考名	出土地
1	匱尊	6014	前期・I A	(成周)	京室	王	王		匱	貝	□公	寶雞賈村
2	新邑鼎	2682	前期・I B	新邑	東		王			貝		扶風任家村
3	史臨簋	4030	前期・I B				王		史臨	貝		岐山賀家村
4	譙鼎	2704	前期・I B				王姜	王	譙	田		郿縣楊村
5	商尊	5404	前期・I B				庚姬		商	貝	文辟日丁	扶風莊白
6	作冊折觥	9303	前期・I B	𠂇		王	王	王	折	金・臣	父乙	扶風莊白
7	大孟鼎	2837	前期・I B	宗周	宗周	王	王	王	孟	鬯衣車馬等	祖南公	郿縣禮村
8	小孟鼎	2839	前期	周廟	周廟	王	王		孟	弓矢貝等		郿縣禮村
9	鬯方鼎	2739	前期		周廟		周公		鬯	貝		鳳翔靈山
10	虢方鼎	2789	中期・II B		(高自)		王姐姜	王姐姜	虢	衣等	文祖乙公	扶風莊白
11	恪鼎	2705	中期	周	周		王		恪	貝	帝考	鳳翔
12	不指方鼎	2735	中期・II	上侯	上侯		王	王	不指	貝		扶風齊鎮村
13	螽駒尊	6011	中期・II	孜	孜		王	天子	螽	駒	文考大仲	郿縣李家村
14	師遽簋蓋	4214	中期	周	周新宮		王	天子	師遽	貝	文考旄叔	岐山
15	生史簋	4100	中期			匱伯	匱伯		生史	(易賞)	昭日丁考日戊	扶風黃堆
16	豐卣	5403	中期	成周	(成周)	王	大矩		豐	金・貝	父辛	扶風莊白
17	夷伯簋	近481	中期				(王)	王	夷伯	貝	尹姞	扶風黃堆
18	敔簋蓋	近483	中期	康宮	齊伯室		王	王	敔	貂裘		周至鳳凰嶺村
19	三年瘞壺	9726	中期・III A	鄭・句陵	鄭・陵句		王	天子	瘞	羔俎・彘俎	皇祖文考	扶風莊白
20	瘞鐘	247	中期				尹氏・皇王		瘞	佩	高祖亞祖文考	扶風莊白
21	瘞簋	4170	中期・III A				王		瘞	佩	皇祖考	扶風莊白
22	三年瘞鼎	2742	中期		豐		王		瘞	駒	皇祖文考	
23	幾父壺	9721	中期・III A		西宮		同仲	皇君	幾父	皋・僕・金	刺考	扶風齊家村
24	孟卣	5399	前期・II B				兮公	公	孟	鬯・束・貝	父丁	陝西

討伐の際、成周庶殷の出自と思われる乍冊令から「尊宜」（獻饗の儀禮）を受けたことが見える。ただ「旛鼎」の「賜與者」は王姜であるが、「用て王の休に對ふ」と「對揚の相手」が「王」となっている。通常「賜與者」と「對揚の相手」は一致するが、王姜關係の器には他にも同様の例が見られる。

隹九月初吉戊辰、王才大宮、王姜易不壽裘。對揚王休、用乍寶。「不壽簋」（4060 前期）

隹九月初吉戊辰、王、大宮に才り。王姜、不壽に裘を易ふ。

王の休に對揚して、用て寶を作らる。

唯二月辛酉、王姜易小臣伯貝、一朋。揚王休、用乍寶鼎。「小臣

伯鼎」（『近出』340 前期）

唯れ二月辛酉、王姜、小臣伯に貝、一朋を易ふ。王の休に揚へて、用て寶鼎を作らる。

この他に後述の「乍冊令方簋」（表〇-15）も、「賜與者」が「王姜」、「對揚の相手」が「魔王」となっている。對揚の辭に見える「王」と「魔王」が「王姜」の省略でないのは、「不壽簋」において「王」と「王姜」とが區別されていることから分かる。西周金文には賓禮の次第を記す銘文があり、王姜關係器についていえば「乍冊震卣」（5407 前期・I B）に

隹十又九年、王姜令乍冊震安夷伯。夷伯賓震貝・布。揚王姜休、用乍文考癸寶尊器。

隹れ十又九年、王姜、乍冊震に令して夷伯を安ぜしむ。夷伯、震に貝・布を賓す。王姜の休に揚へて、用て文考癸の寶尊器を作らる。

とあるのがそうである。本器において乍冊震は王姜の命で夷伯に使いし、賓禮を受けている。賓客をもてなす主人は當然夷伯であり、夷伯は貝と布を賜與しているが、乍冊震は王姜に對して對揚している。賓禮についていえば主人よりも派遣を命じた人物に對して對揚の辭を述べる場合が多く、これは主人である夷伯よりも「命者」である王姜を重要視したためであろう。すなわち賜與形式金文において「賜與者」と「對揚の相手」の名が異なる場合、「命者」を「對揚の相手」として擧げていたと考えられるのである。もちろん必ずしも「命者」と「對揚の相手」とが一致するとは限らず、例えば「叔簋」（4132 前期）では

隹壬子宗周。王姜史叔事于大保。賞叔鬱鬯・白金・芻牛。叔對大保休、用乍寶尊彝。

隹れ王、宗周に于く。王姜、叔をして大保に事せしむ。叔に鬱鬯・白金・芻牛を賞す。叔、大保の休に對へて、用て寶尊彝を作らる。

とあるように「命者」が王姜であるにもかかわらず、「賜與者」である大保が「對揚の相手」となっている。ただこのような場合は、「賜與者」が相當貴顯な人物であることが多い。また、「小臣宅簋」（4201 前期・II B）では

隹五月壬辰、同公才豐。令宅事伯懋父。伯易小臣宅畫干戈九・易金車馬兩。揚公・伯休、用乍乙公尊彝。子子孫永寶、其萬年用鄉王出入。

隹れ五月壬辰、同公、豐に才り。宅に令して伯懋父に事せしむ。伯、小臣宅に畫干戈九・易金車馬兩を易ふ。公・伯の休に揚へて、用て乙公の尊彝を作らる。子子孫、永く寶とし、其れ萬年用て王の出入に鄉ぜ

上。

と「命者」は同公、「賜與者」は伯懋父であるが、「對揚の相手」には「公」「伯」と一者共に記しているから、「命者」が「對揚の相手」に成り得ることが分かる。以上の例から推測すれば、「旗鼎」において、「王」が「對揚の相手」となっているのは、周王が「命者」であつたためと考えられる。すなわち、王の命令によつて職事に務めた結果、王姐から田を賜つたので、旗は王の恩寵に對えて作器したのであろう。したがつて、旗は王から直接命を受ける身分、すなわち「周王に直結する臣下」であつたと考えられる。

10 「戔方鼎」は「旗鼎」と同様、王妃が「賜與者」となる例である。

佳九月既望乙丑、才高自。王姐姜、吏内史双員易戔玄衣……。戔拜

稽首對揚王姐姜休、用乍寶鼎尊鼎。

佳れ九月既望乙丑、高自に才り。王姐姜、内史双員を吏(つか)（使）はして戔に玄衣……を易はしむ。戔、拜し稽首して王姐姜の休に對揚し、用て寶鼎尊鼎を乍る。

（10 「戔方鼎」）

王姐姜は他器には見えないが、やはり姜姓より嫁した人物であり、内史双員を遣わして戔に賜與してくる。同出の「戔簋」（4322 中期・II B）には

曰戊。

佳六月初吉乙酉、才高自、戎伐戔。戔率有嗣・師氏奔追御戎于戔林、博戎。

博戎。

佳れ六月初吉乙酉、高自に才り、戎、戔を伐つ。戔、有嗣・師氏を率ゐて奔追し戎を戔林に御ぐに、戎を博つ。

と、戎との戦いについて記すが、「高自」という地名が一致しており、「戔方鼎」と同時期の作器と考えられる。恐らく王姐姜の賜與はこの時の

軍事行動に關係してのものであろう。

9 「望方鼎」では周公が「賜與者」として見える。

佳周公征伐東夷・豐伯・薄姑、咸戎。公歸寧于周廟。戊辰、會秦
禽。賞寧貞百朋。用乍尊鼎。

佳れ周公、征伐 東夷・豐伯・薄姑を征伐す。咸く戎つ。公歸りて周廟に寧(まつ)る。戊辰、秦禽を會（飲）す。望に貞百朋を賞す。用て尊鼎を乍る。

銘文中には「東夷・豐伯・薄姑」に對する征伐が記されているが、豐伯は今曲阜の西南方、薄姑は山東齊・魯の近邊を根據地としていたと考えられ、これに従えば西周金文に常見する「東國」に對する軍事行動である。望は周公の東方征伐の後、周廟において賜與されているから、恐らく軍事に關係しての賜與である。ただし「望方鼎」銘を偽刻とする説もある（『通釋』一〇）。

續いて15 「生史簋」では

鬻伯令生史事于楚。伯易賞。用乍寶簋。用事于厥祖曰丁、用事厥考
父。用事于厥考曰丁、用事厥考父。

鬻伯令生史事于楚。伯易賞。用乍寶簋。用事于厥祖曰丁、用事厥考父。

鬻伯、生史に令して楚に事へよ。用て厥の考曰丁に事へよ。

とあるように、生史は楚への使いによつて蔑謫されて鬻伯から「賞」を賜つてゐる。當時の楚の地望については不明な點が多いが、「戔簋」に「戔駿從王南征、伐楚荆（戔、駿して王の南征に従ひ、楚荆を伐つ）」と王の南征を受けているから、所謂「南國」に位置していたことは確かであり、か

つ西周全期を通して多く征伐の対象となる地域である。器は扶風縣黃堆公社八號墓から出土しており、生史或いはその一族が墓主であるとすれば、生史は周原を根據地とする氏族の出自である。恐らく生史は軍事的目的のために周原から派遣され、南國楚への使者の任にあたつたのである。「賜與者」の豐伯は召公奭の後と思われるが、或いはこの時南國に對する軍の指揮官となつていたのであろう。

4「商尊」は莊白家村一號窖藏の出土で、商が姪姓に嫁した庚姬より賜與されたものである。「商尊」と同出で少し時代の下る16「豐卣」は
隹六月既生霸乙卯、王才成周。令豐殷大矩。大矩易豐金・貝。用乍
父辛寶尊彝。

隹六月既生霸乙卯、王、成周に才り。豐に令して大矩を殷せし
む。大矩、豐に金・貝を易ふ。用て父辛の寶尊彝を乍る。

ではないが、「命者」または「對揚の相手」が王となつてゐるから、王姜と大矩が與えた賜與物は、師譙と豐にとって王の恩惠によるものであつたと考えられる。10「戎方鼎」と9「醴方鼎」は、對象とする地域の違いはあるものの、「孟簋」（表A-15）と同じように、軍事的理由によつて賜與されている。また、16「生史簋」については直接的には軍事行動の有無については述べないが、生史が使者として赴いたのが多く征伐の対象となつてゐた南國であることを考慮すれば、やはり軍事的な理由によつて賜與されてゐたと考へて差し支えなかろう。その他4「商尊」のように同族内における祭祀儀禮による賜與や、22「幾父壺」と23「孟卣」のように賜與の理由が明らかでないものもある。何れにせよ王以外の人物が「賜與者」となる例は少數である。

最後に「祖考名」に着目してみると、多くは祖考名を附すが、西周前期において祖考名を挙げないものが五例みられる。また十干名以外にも「□公」や「祖南公」等の例も見える。

が述べられていれば、王がその対象となるはずであるが、ここでは省略さ
れている。

22「幾父壺」と23「孟卣」の作器者は、それぞれ同仲と召公とに賜與
されている。同仲は「小臣宅簋」に「同公才豐（同公、豐に才り）」と見
える同公、召公は西周後期の「召中盤」の召甲の族と關係があると考えら
れる。

以上を總括すると、4「旛鼎」と16「豐卣」の「賜與者」は確かに王

成周は現在の河南省洛陽市内にあつたと考えられるが、西周前期に遡り得る城壁などは未だ發見されていない。飯島氏は西周遺跡の分布から、「成周の位置を瀍河と澗河の間、今日の洛陽市街」と推測している。¹⁰以下、洛陽及びその周邊から出土した賜與形式金文を表Cに擧げる。

〔表C：成周出土銘文〕

	器名	集成	分期	王の所在	賜與場所	命者	賜與者	對揚の相手	受賜者	賜與物	祖考名	出土地
1	我方鼎	2763	前期・I B						我	裸・貝	父己	洛陽
2	作冊幽吉	5400	前期・I B		成周		公(明保)	公	幽	鬯・貝	父乙	馬坡
3	土上(臣辰)卣	5421	前期・I B	宗周・葬京	成周	王	(王)		士上・史庚	秬鬯・貝	父癸	馬坡
4	矢令方尊	6016	前期・I B		成周	明保	明公	明公尹	亢師・矢令	鬯・金・牛	父丁	馬坡
5	作冊矢令簋	4300	前期・II A	炎			王姜	皇王	矢令	貝・臣・鬲	丁公	馬坡
6	作冊大方鼎	2758	前期・I B				公(公束)	皇天尹大保	作冊大	白馬	祖丁	邙山馬坡
7	噲士卿父戊鼎	5985	前期・I B	新邑	(新邑)		王		噲士卿	貝	父戊	洛陽
8	保(征)尊	6003	前期・I B	周			保		征	易賓	父癸	洛陽
9	作冊越卣	5432	前期・I B	宗周	豐		公大史	公	作冊越	馬	日己	洛陽付近
10	叔飴方鼎	9888	前期				王姒		叔飴	貝		馬坡
11	嗣鼎	2659	早中期	成周			濂公	公	嗣		父辛	洛陽
12	御史巍簋	4134	前期・II B				伯辱父	伯辱父	御史巍	金	父乙	邙山廟溝
13	效卣	5433	中期・II A	營	(營)		公	公	順子效	貝		洛陽
14	守宮盤	10168	前期・II	周			周師	周師	守宮	絲束・馬等	祖乙	洛陽廟坡
15	季姬方尊	※	中期				君	王母	市季姬	臣田牛羊禾等		北窯

※『文物』二〇〇三年第九期八九頁。

豐鎬・周原出土銘文と比較して、「賜與者」と「受賜者」の関係において、二點の相違が見出せる。

第一に成周出土銘文では王から賜與を受けた例が二例しか見えないことである。5「作冊矢令簋」の「賜與者」は王姜であるが、「對揚の相手」は「皇王」であるから、かりにこれを入れるとしても、僅か三例である。第二に2・4「明保」、6「大保」、8「保」、9「公大史」とあるよう、官名を稱する人物が「賜與者」として五例も見えることである。その中でも4「矢令方彝」と6「作冊大方鼎」では「對揚の相手」として、4「明公尹」・6「皇天尹大保」というように、「尹」の稱謂が見える。また「公大史」は「中方鼎」(2785 前期)に見える「王令大史兄福土(王、大史に令して福土を兄らしむ)」「大史」と同一の官職と考えられる。豊鎬・周原出土銘文において官名を稱する人物が「賜與者」となる例は、現在の所一例も出土していない。

その他、王以外の人物が「賜與者」となるものが六例見える。

11 「嗣鼎」には

王初□于成周。濂公蔑曆、易□□□□。嗣揚公休、用乍父辛尊彝。

王、初めて成周に□す。濂公蔑曆し、□□□□を易ふ。嗣、公の休を揚げて、用て父辛の尊彝を作る。

とあるように、嗣は濂公から賜與を得ている。濂公の名は「莘鼎」と「原趙鼎」(2730・II)にも見え、「莘鼎」では王の東夷討伐の際、莘と史旗に「師氏」と「有嗣後或」(有嗣諸伯の管理する諸地。『通釋』一九)とを率いて「勝」を討伐するよう命じている。濂公は「毛公遺仲」(表A-15)

や「周公」（表B-9）、また軍の統率者としての「伯懋父」「伯辱父」「師雍父」の立場に類似している。

12 「御史競簋」の「賜與者」は伯辱父であるが、「競卣」（5425中期・II B）と「懸妃簋」（5259中期・II B）にも見える。恐らく「競卣」の競と御史競とは同一人物であろう。

最後に「祖考名」に着目してみると、一五例中一二例が祖考名を記し、祖考名を記さないのは二例だけである。祖考名を記す十二例は全て十干で表記されており、十干の前に「文考」などの美称をもつて呼ぶ、周式の稱謂の例も見當たらず、うち十例は「祖某」「父某」と殷式の稱謂法が使用されている。殷器の賜與形式金文には、多く十干によって祖考名が記されているから、成周出土銘文に見えるこの傾向は、それを引き継ぐものであり、所謂成周の庶殷の作器であると分かる。

以上、三地區出土の賜與形式金文を分析した結果、豐鎬及び周原出土銘文には多くの共通が見られるが、成周出土銘文と他の二者とには多

くの相違が見られることが明らかとなつた。その相違點を「賜與者」（「命者」「對揚の相手」）に着目してまとめると

1、成周出土銘文では、豊鎬及び周原出土銘文と比較して王が「賜與者」となる例が少ない。

2、官名（太保・明保・保・公大史・尹）を稱する人物が「賜與者」となる例が、成周出土銘文にのみ見える特徴であり、これらの官と成周の庶殷とには深い關係があると考えられる。

それでは「受賜者」である庶殷とこれらの官を稱する「賜與者」（「命者」「對揚の相手」）との關係は如何なるものであつたのだろうか。表Cで列挙した以外に、傳世の器には「尹」と稱する人物が「賜與者」となる例が幾つか見られる。そこで次章では、「尹」關係の銘文の考察を絲口に、庶殷と某官との關係を明らかにしたい。

二、「尹」・「庶殷」と庶殷

成周出土銘文において「尹」を稱する人物が「賜與者」（「命者」「對揚の相手」）となるのは僅か二例だけであるが、傳世の器には五例見える。

この中で、5「史獸鼎」は成周において賜與が行われている。

尹令史獸立工于成周。十又一月癸未、史獸獻工于尹。咸獻工。尹賞史獸裸。易豕鼎一・爵一。對揚皇尹不顯休、用乍父庚永寶尊彝。

尹、史獸に令して工を成周に立てしむ。十又一月癸未、史獸、工を尹に獻す。咸く工を獻す。尹、史獸に裸を賞す。豕鼎一・爵一を易ふ。皇尹の不顯なる休に對揚して、用て父庚の永寶尊彝を乍る。

「史獸鼎」では史獸は成周において工を獻じ、その結果「尹」より賜與された」とが記されており、「命者」「賜與者」「對揚の相手」何れも「（皇）尹」である。第四期の卜文に「甲午貞、其令多尹、乍王寧（甲午に貞ふ、其れ多尹に令して、王の寧を乍らしめんか）」（『合集』32980）とあり、「多尹」と呼ばれる集團が王の寢廟の建設を命じられたことが記されているが、

殷代の「多尹」と同様に「史獸鼎」の「尹」にも寢廟などの設營が職能として含まれていたのであろう。成周において職事或いは賜與が行われる例は、「豐卣」（表B-16）などの周原出土銘文にも見られるが、ともに「命者」、または「賜與者」は王である。銘文の内容から、職務の命令と遂行、賜與が成周において行われていることがわかるから、恐らく史獸は成周の「尹」の命で職務に從事したのであろう。

3 「^敵獸方鼎」は「宗周」において賜與が行われている。

隹二月初吉庚寅、才宗周。獻仲賞厥^敵獸逐毛兩馬匹。對揚尹休、用乍^口公寶尊彝。

隹れ一月初吉庚寅、宗周に才り。獻仲、厥の敵獸に逐毛兩・馬匹を賞す。尹の休に對揚して、用て^口公の寶尊彝を乍る。

「賜與者」は「獻仲」であるが、「對揚の相手」では「尹」となつていて。

張劍氏は一九六二年に洛陽博物館に收購された器として「獻叔叔父鬲」（「獻叔叔父乍鼎」）を紹介されており、具體的な出土情況は不明であるが、

恐らく洛陽の出土であろう。そして、排行は異なるものの「獻叔叔父」と「獻仲」とは同族の關係にあると思われ、獻氏が雒邑の邊に封邑を得、かつ成周の「尹」の一として周王室に仕えていたことが窺える。賜與の理由については記していないが、宗周において賜與が行われている所をみると

「作冊^敵卣」（表C-9）に

隹公太史見服于宗周年、才一月。既望乙亥、公大史咸見服于辟王、辨子多正。季四月既生霸庚午、王遣公大史。公大史在豐。賞作冊^敵馬。揚公休、用乍^口公寶尊彝。

隹れ公大史、宗周に見服する年、二月に才り。既望乙亥、公大史、咸く辟王に見服し、多正に辨す。季に四月既生霸庚午、王、公大史を遣はす。公大史、豐に在り。作冊^敵馬を賞す。公の休に揚べて、用て^口公の寶尊彝を乍る。

と、公大史の朝見に從つて賜與されたという作冊^敵の例と同様に、^敵獸も獻仲が周王に朝見した際に、宗周まで從つて賜與されたのであろう。よつて^敵獸も、成周の「尹」に從つて賜與されたと考えられる。

續いて1「高卣」では、周において「尹」から賜與されたことが記されている。

隹十又二月、王初饗旁。唯還在周。辰才庚申。王飲西宮烝。咸釐。尹、易臣佳小斂。揚尹休、高對乍父丙寶尊彝。尹其瓦萬年受厥永魯、亡競。才服翼侯疑。其子子孫孫寶用。

隹れ十又二月、王、初めて旁に饗す。唯還りて周に在り。辰は庚申に才り。王、西宮に飲し、烝す。咸く釐す。尹、臣佳小斂を易

ふ。尹の休を揚げて、高、對へて父丙の寶尊彝を作らる。尹、其れ萬年に瓦り厥の永魯を受け、競」からんことを。才服真侯疑(?)。

其れ子子孫孫まで寶として用ひよ。

「飲」は「天君簋」(4020前期)に「癸亥、我天君鄉飲酉(癸亥、我が天

君、鄉して酉を飲す)」とあるから、饗禮について記したものであろう。

そして「賜與者」と「對揚の相手」、ともに「尹」となっているから、高は「尹」の職務に從がつて賜與されたと考えられる。ただ「高卣」には、

「高對乍」や「瓦萬年」など、銘文の表現において西周金文の常例に合はない部分も見られる。「高卣」は最初『博古圖』卷十一に「周尹卣蓋」の名で著録されたが、器は現在に傳わっていない。しかし『集成』で殷代に斷代される「遷方鼎」(2709 殷)に

乙亥、王歸才彙疎。王卿酉。尹光遷。隹各商貝。用乍父丁彝。隹于正井方。

乙亥、王、歸りて彙疎にオリ。王、酉を卿す。尹光、遷す。隹各いたりて貝を商す。用て父丁の彝を作らる。隹井方に于きて正(征)す。とあるように、饗宴の次第を述べた後に賜與の儀禮を記す點が類似してお

り、「高卣」には殷人の作器を思わせるものがある。第三期のト文にも「弔不鄉。東多井鄉(弔、鄉せず。東れ多尹、鄉せんか)」(『合集』27894)と「多尹」が饗禮を執り行つたことが見える。また、賜與の場所は異なるものの、「尹」に従つて儀禮に從事して賜與される點は、先の「敵獻方鼎」と「作冊鶴卣」と共通している。疑問とすべき點も多々あるが、恐らくは庶殷の作器であろう。

2 「高父丁鼎」と4 「執卣」の一例については賜與の次第が明らかでない。

□卯、尹賞高貝三朋。用乍父丁尊彝。

□卯、尹、高に貝三朋を賞す。用て父丁の尊彝を作らる。

乙亥、尹格于宮。商執、易呂二・聿二。用乍父乙尊彝。

乙亥、尹、宮に格る。執に商し、呂二・聿二を易ふ。用て父乙の尊彝を作らる。

賜與の理由や「對揚の相手」は記述されていないが、「祖考名」が十干で表記されているので、殷系氏族の作器であることは明らかである。

表Cで挙げた青銅器は、ほとんどが庶殷の作器であつたが、表Dで挙げた五例も、全て「祖考名」が十干で記されているから、やはり殷系氏族の

作器である。また「史獸鼎」・「敵獸方鼎」・「高卣」の三器は、成周との關連、表Cの銘文との共通性から、成周出土銘文、すなわち成周庶殷の作器と考えてよからう。「高父丁鼎」と「執卣」については短銘で傍證の餘地はないが、「受賜者」は殷人であるから、少なくとも「尹」が殷系氏族の上官として、成周に據點を置いて活動していたことは確かである。

「尹」の原義について、白川靜氏は「手に神杖をもつ形で、それをもつものは聖職者である」とされている。^⑩また、赤塚忠氏は、「棒形の物を直ぐに立てこれを手にしているさま」と、白川氏とは字形の解釋が少し異なるものの、「尹」が神祕的な能力を有する聖職者であつたことを指摘されており、殷の湯王を補佐した伊尹も聖職者と考えられる。^⑪

「尹」の稱謂は「命者」「賜與者」「對揚の相手」として見えるほか、

「矢令方彝」（表C-4）に「者（諸）尹」、「作冊矢令簋」（表C-5）に「公尹伯丁父」の名が見え、兩器とも成周出土銘文に屬する。前者の「矢令方彝」では「舍三事令、眾卿事寮、眾者尹眾里君眾百工（三事の令を舍^をく。卿事寮と者（諸）尹と里君と百工と）」とあるように、明保が「卿事寮」以下の諸官に對して王令を發しており、「諸尹」が「里君」と「百工」などの諸官を統括する長官の職事にあつたと考えられる。また「諸尹」と類似した官として、殷代の甲骨に「多尹」の稱が見える。島邦男氏は「多尹」の擔當した職事について征伐・祭祀・建築・榮農の四點を擧げられているが、表Dでは、1「高卣」が祭祀、3「史獸鼎」が建築に關係しているから、或いは周代の「諸尹」が殷制の「多尹」の職事を踏襲した部分もあつたのかもしれない。ただ、「諸尹」に對して王命を發している明保自身が「明公尹」と呼ばれていて、「諸尹」よりも上位の「尹」が存在していたと考えられる。「明公尹」について赤塚氏は「諸尹」と區別して「國家の柱石の重臣」と解釋している。^⑨「矢令方彝」に「周公の子明保」とあるように周公旦の息子と考えられるから、明保が王朝の重職を擔つていたことは想像に難くなかろう。

表Cには「明公尹」のほか、「公天尹大保」（表C-5）の例が見え、大保召公奭を指すと思われる。召公は殷周革命の功勞者であり、また『尚書』顧命篇では康王の即位典禮の儀式を取り仕切り、王朝の重職にあつた人であるから、明保と同地位の「尹」であつたと考えられる。かつ明保と大保の兩者は「尹」であるとともに「保」の官を稱している。「保」は「作冊廟臣」（表C-2）に「隹明保殷成周年……（隹明保、成周に殷するの年）」

とあるように、殷禮（大會同の儀禮）などの重要な儀禮を主宰している官である。^⑩また、大保と明保が軍の統率者となる例も幾つか見られる。

唯王令明公遣三族伐東或。才□。魯侯又ト工。用乍肇彝。〔「明

公簋」4029 前期〕

唯れ王、明公に令し三族を遣はして東或を伐たしむ。□に才り。

魯侯にト工^ア又り。用て肇彝を乍る。

六月丙寅、王才豐。令大保省南或。〔「大保玉戈」『考古與文

物』1993年3月 p73・前期〕

隹公大保、來伐反夷年、才十又一月。庚申、公才整師。公易旅貝十

朋。〔「旅鼎」2728 中期〕

隹れ公大保、來りて反夷を伐つの年、十又一月に才り。庚申、公、整師に才り。公、旅に貝十朋を易ふ。

〔旅鼎〕の「公大保」とは大保召公奭の後裔と思われる。三器とも外邦への討伐、または巡察（「省」「通省」）の任を得て、軍を統率している。また成周出土銘文の「保卣」（表C-8）には

乙卯、王令保及殷東或五侯、征兄六品、蔑曆弔保、易賓、用乍文父
癸宗寶尊彝。

乙卯、王、保に令して殷の東或五侯に及ばしむ。征、六品を兄^おら
あるから、保に蔑曆せられて、賓を易はる。用て文父癸宗の寶尊彝を乍る。^⑪
とあるように、銘文には「保」と稱するのみであるが、東國巡察の統率者として見えるから、職能としては明保と大保と同等の地位にあつた人物と

するのが妥當であろう。ただ「保員簋」（『近出』484前期）には

隹王旣祭、厥伐東夷。才十又一月。公反自周。己卯、公才虜。保員

麗。辟公易保員金車、曰用事。隊于寶殷。用鄉公逆澆事。

隹れ王、旣に祭し、厥れ東夷を伐つ。十又一月に才り。公、周自
り反る。己卯、公、虜に才り。保員、麗す。辟公、保員に金車を易
ふ、曰く、「用て事へよ」と。寶殷ぼういんを隊し、用て公の逆澆の事に鄉
ぜん。

と、「受賜者」に保員の名が見える。保員の「保」は氏族名、或いは複姓
とも考えられるが、官名と考えることも可能である。官名であれば、保員
とその「賜與者」の辟公とには上下關係が生じ。〈王+辟公+保員〉の圖
式が成り立つので、保員を大保や明保と同列に配しえなくなる。しかし、
賜與形式金文において「辟」と稱される人物が「賜與者」となる例に、「井
侯方彝」（9893 前期・Ⅲ）と「麥方尊」（6015 前期・Ⅲ）の「辟井侯」、
「辟諫簋」（4237 中期・ⅡA）の「皇辟侯（井侯）」、「獻簋」（4205 前期・
ⅡA）の「辟天子獻伯」などが挙げられるが、「受賜者」はみな辟某の私
臣として見えている。よって保員も辟公の私臣にして「保」官に命じられ
たと考えられる。「辟井侯」と「皇辟侯」はともに外諸侯である「井侯」
を指しているから、あるいは諸侯の官制に「保」官が置かれていたのであ
る。よつて「保員簋」の保員は諸侯である辟公から「保」官に命じられ
たもので、王臣たる「保卣」の「保」とは異なる地位である。王臣にして
「保」官を稱する人物は「國家の柱石の重臣」として、「諸尹」とは別の
「尹」の地位にあつたと考えられる。恐らく「保卣」の「保」も周召何れ

かの出自と思われるが、「大保」は「大」と「保」とを切り離して單獨で
呼ぶことはないから、「明保」「明公」で読み替え可能な周公家とする方
が適當であろう。ただし、「明保」を指すかどうかは不明である。[◎]

「作冊矢令簋」に見える「公尹伯丁父」は、同銘に「用乍丁公寶殷（用
て丁公の寶殷を乍る）」とある「丁公」と同一人物で、作器者の作冊矢令の
「父」を指すと考えられる（『通釋』）^④。そうすると、矢令自身が「父」
の官職を受け継いで「尹」となった可能性がある。そして「矢令方彝」に
おいて、矢令は明保の下屬として見えるから、「明公尹」の命を受ける立
場である成周の「諸尹」であつたのではなかろうか。「作冊大方鼎」（表
C-6）の作器者大は、後述するように矢令と同族の出自であり、恐らく
「尹」の職を繼承したものと思われるが、「賜與者」は明保と同等の地位
にあつた「皇天尹大保」であり、やはり大保の下屬としての「諸尹」の一
人と考えることが可能である。恐らく矢令と大が「諸尹」として「里君」
と「百工」の上位にあつたのである。

矢令と大はまた、自ら「作冊」、すなわち史官を稱している。「尹」官
は西周中期に始まる冊命形式金文において「乍冊尹」「內史尹」「史尹」
などの名で、王の冊書を代讀する役目を職務とする史系の長官として見え
る。西周前期の用例は表Cと表D、及び「公尹伯丁父」「諸尹」のみであ
るが、矢令と乍冊大ともに史官であるから、史官としての「尹」の原型は
すでに「諸尹」の中にあつたといえる。恐らく「作冊龜卣」（表C-9）の
「賜與者」である「公大史」も、史系の「諸尹」の一人であろう。もちろん
「大史」或いは「公大史」は、梁山出土の「大史友甗」（915 前期・ⅠB）

と湖北省黃岡縣魯臺山三〇號西周前期墓出土の「公大史」諸器に見えるから、成周の庶殷に限定される官職ではない。しかし「大史友翫」は「大史友乍饗公寶尊彝（大史友、饗公の寶尊彝を乍る）」とあるように召公家の出自であるから、少なくとも殷系氏族の出自であることは確かである。^④また、魯臺山出土銘文の「公大史作姪方鼎」（2339・2370・2371前期）では「公大史乍姪媵寶尊彝（公大史、姪の媵寶尊彝を乍る）」と姪のために媵器を作っているが、「□大□簋」（3699 前期）では「公大史乍母庚寶尊彝（公大史、母庚の寶尊彝を乍る）」と母庚のために作器しているから、「大史」の官を殷系氏族が職掌としていたと考へてよかろう。^⑤したがつて、少なくとも成周の庶殷が「大史」の官を職掌とし得たわけであり、「作冊龜卣」の公大史もその一人であつたと考へられる。なお魯臺山三〇號墓は單墓道形式の甲字形墓であるから、相當貴顯な人物が「大史」の位に就いていたと想像される。^⑥

また、「缺缺方鼎」（表D-3）の「尹」（獻仲）は「公大史」と同程度の地位にある人物であるから、獻仲も「諸尹」の一人と考えて差し支えなかろう。更に、殷代の「多尹」と同一の職能を有する「高卣」（表D-1）と「史獸鼎」（表D-5）の「尹」も、「諸尹」に屬していたのであらう。そして作冊などの史官は多く殷系氏族が職掌とするところであつたから、成周の「諸尹」は庶殷によつて構成されていたと考へられる。そうすると庶殷が「諸尹」に就いて、下位の庶殷を統括するという、庶殷間に身分の差を想定する」とが可能となるのである。

以上、「尹」關係銘文と成周出土銘文を中心に、成周における官制につ

いて見てきた。成周には大保召公奭や周公の子明保などの重臣が勤めた「尹」があり、重要な祭祀・儀禮を取り仕切り、卿事寮以下の諸官を統督するなど、成周の行政・祭祀の執行を職掌としていた。また軍の統率者として、東國・南國に討伐、或いは巡察に赴くことわかつた。そしてその場合の「尹」は、保系統の官職であったと思われる。一方、成周には大保や明保などの「尹」の下に属する「諸尹」があり、「作冊」「公大史」など史系の官がその任を務めた。また「諸尹」は、殷制の「多尹」の職能をある程度踏襲し、庶殷を中心として構成されていたと考へられる。庶殷は「諸尹」、或いは「里君」「百工」として周王朝に仕えていたのである。

三、周王と庶殷

表Cで挙げた成周出土銘文のうち、4「矢令方彝」、5「作冊矢令簋」、6「作冊大方鼎」は同時に出土し、かつ「鳥形冊」の圖象を有する作冊の官であることから同族の作器と考えられている。郭沫若氏は、「矢令方彝」と「作冊矢令簋」に見える「父丁」・「子公」と、「作冊大方鼎」に見える「祖丁」とを同一人物と考え、作器者の矢令と大とが父子の關係にあつたとしている。^⑦矢令諸器の作器年代を昭王期にまで下げる説もあるので、郭氏の説に對しては慎重を期す必要があるが、少なくとも矢令と大が同一氏族であることは異論がない。また矢令は「矢」、または「令」というように單獨で記される場合があり、「矢」が氏族名、「令」が私名と考えられる。よつて「矢令方彝」・「作冊矢令簋」・「作冊大方鼎」の三器を

矢氏作器銘文と呼ぶことにする。⁽³⁾

4「矢令方彝」では周公の子明保という人物が「賜與者」として登場する。

隹八月、辰才甲申。王令周公子明保、尹三事四方、受卿事寮。丁亥、

令矢告弔周公宮、公令、告同卿事寮、隹十月月吉、癸未、明公朝至弔成周、告令。舍三事令、眾卿事寮、眾者尹衆里君眾百工。眾者侯侯田男、舍四方令。既咸令。甲申、明公用牲弔京宮、乙酉、用牲弔康宮、咸既。用牲弔玉、明公歸自王。明公易亢師鬯・金・牛、用禋。明公易令鬯・金・牛、用禋。迺令曰、「今我唯令女二人、亢衆矢、奭左右弔乃寮、乃友事」乍冊令、敢揚明公尹厥室、用乍父丁寶尊彝。敢追明公賞弔父丁、用光父丁。鳥形冊圖象

隹れ八月、辰は甲申にオリ。王、周公の子明保に令して、三事・

四方を尹し、卿事寮を受けしむ。丁亥、矢に令して周公の宮に告げしむ。公令す。告でて卿事寮を同めしむ。隹れ十月、月吉、癸未、明公、朝に成周に至る。令を告だして、三事の令を舍く。卿事寮と者（諸）尹と里君と百工と。者（諸）侯たる侯・田・男に、四方の令を舍く。既に令を咸る。甲申、明公、牲を京宮に用ひ、乙酉、牲を康宮に用ひ、咸く既る。牲を王に用ひ、明公、王自り歸る。明公、亢師に鬯・金・牛を易ふ、「用て禋れ」と。明公、令に鬯・金・牛を易ふ、「用て禋れ」と。迺ち令して曰く、「今、我は唯れ女二人、亢と矢とに令す。奭めて乃が寮、乃が友の事を左右けよ」と。乍冊令、敢へて明公尹の室に揚へて、用て父丁の寶尊彝を作る。敢へて

明公の賞を父丁に追し、用て父丁を光かせよ。鳥形冊圖象

明保は「賜與者」の部分では「明公」と呼ばれ、また「對揚の相手」の部分では「明公尹」と呼ばれているが、全て同一人物を指す。これを圖示すれば

「明保」＝「公」＝「明公」＝「明公尹」

ということになる。

「作冊大方鼎」では、大は公束より賜與されている。

公束鑄武王・成王異鼎。隹四月既生霸己丑、公賞乍冊大白馬。大揚皇天尹大保室、用乍且丁寶尊彝。鳥形冊圖象

公束、武王・成王の異鼎を鑄る。隹れ四月既生霸己丑、公、乍冊大に白馬を賞す。大、皇天尹大保の室に揚へて、用て且丁の寶尊彝を作らる。鳥形冊圖象

「賜與者」の公束は、賜與の部分では「公」、對揚の部分では「皇天尹大保」と呼ばれているが、やはり同一人物を指す。これを圖示すれば

「公束」＝「公」＝「皇天尹大保」

ということになる。公束とは先述の通り召公奭と考えられる。

兩器において矢令と大は、それぞれ周公の子明公と「公束」、すなわち召公奭から賜與物を受けている。よつて、「受賜者」である矢氏は周公家と召公家という二つの氏族から賜與を受けていたことになる。しかし「明保」と「大保」という官制の面から見れば、矢氏は周召二家の何れかの私臣であるわけではなく、二人の上官から賜與されたと考へえることができる。從つて王と明保・大保、矢氏との關係を圖示すると

「王」→「明保・大保」→「矢氏」

を圖示すれば

ということになり、第二章に述べた成周の行政・祭祀の執行を職能とする

「尹」と庶殷との關係が浮かび上がる。

ところが、次の5「作冊矢令簋」は、前の二例とはいささか情況が異なつてゐる。

隹王于伐楚白、才炎。隹九月既死霸丁丑、乍冊矢令、尊宜于王姜。王姜賞令貞十朋・臣十家・鬲百人・公尹伯丁父兄于戌、戌冀嗣三。令、敢揚皇王室、丁公文報。頸後人享、隹丁公報。令用鱗辰于皇王。令敢辰于皇王室、用乍丁公寶殷。用尊史于皇宗。用鄉王逆邇、用餽寮人。婦子後人永寶。鳥形冊圖象

「矢氏作器銘文は一九二九年洛陽邙山馬坡の出土と傳えられるが、陳夢家氏に據れば矢氏とともに臣辰・守宮二氏の青銅器が出土したとされている（「西周銅器斷代」（六）『考古學報』第十四冊・一九五六・科學出版社）。その中で陳氏は守宮氏關係器を七器收録しているが、表Cで擧げた¹⁴「守宮盤」もその一つである。

隹正月既生霸乙未、王才周。周師光守宮事裸。周師不杯易守宮絲冊矢令、王姜を尊宜す。王姜、令に貞十朋・臣十家・鬲百人・公尹伯丁父の戌に兄れる、戌冀嗣三を賞す。令、敢へて皇王の室たる、丁公の文報に揚へて、後人に頸るまで享し、隹れ丁公に報ぜよ。令、用て皇王に隣辰せらる。令、敢へて皇王の室に辰へて、用て丁公の寶殷を作らる。用て皇宗に尊史（事）す。用て王の逆邇に鄉して、用て寮人に餌せよ。婦子後人永く寶とせよ。鳥形冊圖象

「守宮盤」は、「賜與者」の周師が官名か、或いは私名か明確でなく、かりに官名であつたとしても、成周の官制とは無關係と思われる所以で、必ずしも適當な例とは言えないが、守宮は上官より賜與されたと見らる。一方、「守宮父辛鳥尊」（5959 前期或中期・林I）では

守宮揚王休、乍父辛尊彝。其永寶。
守宮、王の休に揚へて、父辛の尊彝を作らる。其れ永く寶とせよ。
とあるように、「賜與者」については記さぬものの、王が「對揚の相手」述べている。よつて、銘文には記されてないが、王姜に對して「尊宜」の禮が行われたのは、先述の周原出土銘文の「譙鼎」や「豐卣」と同様、王命によるものであつたことが分かる。よつて「作冊矢令簋」における關係

王→久令

となり、矢氏は王に直結する氏族であつたと分かる。よつて矢氏は必ずしも成周の尹たる「大保」「明保」などの命だけに從事していたのではなく、時に王からの命を直接奉ずることもあつたのである。

となつてゐるから、王によつて命令・賜與がなされたと考えられる。したがつて、〈周師→守宮氏〉と同時に〈王→守宮氏〉という圖式が成り立つから、守宮氏も矢氏作器銘文と同じく王命を直接奉ずる立場にあつたと思われる。

以上、矢氏及び守宮氏の作器銘文の分析によつて、成周の庶殷の中には「大保」などの「尹」だけでなく、直接周王から命を受けてゐる氏族であることを明らかにした。『尚書』洛誥において周公旦は、「王入大室裸。告周公後。作冊逸誥（王、大室に入りて裸す。周公に後を命ず。作冊逸、誥す）」と成周を留守するよう命じられている。^④また書序には、「周公既沒、命君陳分正東郊成周。作君陳（周公、既に沒し、君陳に命じて東郊成周を分正せしむ。君陳を作る）」と、君陳が成周を治めたことが見える。^⑤楊寬氏は、「東郊成周」の「東郊」を庶殷の居住地と看做して、周公の死後、成王は成周東郊に住む庶殷の管理を重視したので、君陳に命令して成周に滯在させ、（庶殷の住む）東郊を管理させた、と解釋されている。西周金文においては周公家のほか、召公家がこの任に當たつており、書序に對する楊氏の解釋は適當なものといえよう。しかし、たとえ成周の「尹」に統括されていたとしても、庶殷が周王に直結する臣下であつたことは忘れてはならない。

第一章において豐鎬・周原出土銘文と較べて、成周出土の庶殷作器銘文には、王が「賜與者」（「命者」「對揚の相手」）となる例が少なく、官名を稱する人物が「賜與者」となる場合が多いことを述べたが、必ずしも成周の庶殷が陝西の諸族よりも下位に置かれていたわけではないのである。むしろ庶殷の中には相當貴顯な氏族が含まれていたと考えるのが妥當であ

ろう。ただ、矢氏は「諸尹」であるから、「諸尹」の下屬にあつた庶殷、すなわち「里君」と「百工」については、明らかでない。「作冊越卣」（表C-9）・「高卣」（表D-1）・「敵獸方鼎」（表D-3）・「史獸鼎」（表D-5）などの銘文のみで推測すれば、〈王→諸尹→里君・百工〉という圖式が考へられ、必ずしも王から直接命を下される立場にはなかつたようにも見える。

最後に、成周出土銘文及び「尹」關係銘文の「賜與者」（「命者」・「對揚の相手」）及び「受賜者」の關係をまとめると以下のようになる（ただし「賜與者」と「受賜者」の關係が明らかでないものは除く）。

周王	尹	諸尹	里君・百工
	明保〔明公尹〕	作冊越	（表C-2）
			士上・史吏
	王	明保	（表C-3）
			亢師・作冊矢令
皇王			（表C-4）
	皇天尹大保		（表C-5）
		作冊大	（表C-6）
			（表C-7）
	庶	嘵士卿	（表C-8）
			（表C-9）
王	保	公大史	作冊越
			（表C-14）
	周師	守宮	尹
			高
			（表D-1）
		獻仲〔尹〕	敵獸
			（表D-3）
	皇尹	史獸	（表D-5）

「諸尹」についていえば、作冊・史といつた史官を稱する者が多い。「史

獸鼎」の「賜與者」は「（皇）尹」であるが、「受賜者」の「史獸」も史官であるから、「尹」とは史系の「諸尹」であろう。これら史系の「諸尹」

は先に觸れたように、冊命形式金文に見える「作冊尹」や「内史尹」などの原型とも考えられる。

おわりに

以上、成周の庶殷が作器した銘文を中心に、庶殷と周王及び周召兩家との關係を論じたが、最後に考古學的觀點から、成周における召公家と周公家の消息について少し言及しておきたい。大保は召公家が世襲的に繼承した官であり、「憲鼎」（2749 前期・Ⅱ A）では「匱（召）伯父辛」の子孫である憲が、自家の族徵として「大保」の稱を用いている。洛陽北窯墓遺跡の M 三四七號墓からは、「叔造尊」が出土しているが、銘文に「叔造生匱公宗寶尊彝。父乙（叔造、匱公の宗寶尊彝を作る。父乙）」とあるようすに、召公奭の子孫と考えられる。また M 五號墓からは「大保」と銘する「大保尋戈」が、更に北窯の煉瓦製造所からは「大保轄」が出土しており、成周における召公家の活動を窺い知ることができる。周公家についても、洛陽出土と傳えられる「沈子亡簋蓋」（4330 前期・Ⅱ A）に「令乃鴻沈子、乍納于周公宗」（よろこ）^{（よろこ）}「乃鴻」^{（よろこ）}「于周公之宗」^{（な}）とあるから、周公の後裔が成周で活動していたことがわかる。むろん、成周に所在を置いていたのは周召兩家や庶殷だけではない。それは洛陽北窯の墓群出土の青銅器銘文から明らかにすることができるが、このことにつ

いては稿を改めて論じる」としたい。

註

① 成周については、伊藤道治氏に「西周王朝と雒邑」（『中國古代國家の支配構造』附論三・中央公論社・一九八七年）、また豊田久氏に「成周王朝の君主とその位相◆豐かさと安寧」（水林彪他編『王權のコスモロジー』比較歷史學大系 1 所収・弘文堂・一九九八）などの諸論がある。

北窯遺跡については文物出版社から『洛陽北窯西周墓』（洛陽市文物工作隊・一九九八）が刊行されている。その他の研究については、張劍編著『洛陽歷史考古文獻目錄（1900—1990）』（中州古籍出版社・一九九二）を參照のこと。

② 貝塚茂樹氏は『金文史學の發展』（貝塚茂樹著作集四所収）では、賜與形式金文について「賜與者が被賜與者（即ち作器者）に恩賞を与えたことを簡明に敍述」し、「その恩賞の内容は主に寶貝であるから」これを寶貝賜與形式金文と呼稱しておく」（一四二頁）とされている。

③ 「賜與者」と「受賜者」の關係が全て上下關係を示しているとは限らない。例えば「召臣」（5416 前期・Ⅱ A）では「受賜者」の匱は自らを「不矜なる匱」と稱しており、「賜與者」の白懋父の下位にあつたとは考え難い。

④ 必ずしも青銅器が出土した墓葬・窖藏地が、作器者のものとは限らない。よつて出土地域別による比較については問題もあり、例えば二〇〇三年に陝西省眉縣楊家村で發見された二十七器の窖藏青銅器中、二十六器は單氏の作器であったが、一器は別の氏族の作器と考えられている（『陝西眉縣楊家村西周青銅器窖藏發掘簡報』・『文物』二〇〇三・六期）。また洛陽北窯墓群の中には墓主人、あるいはその一族以外の作器と考えられるものが多數出土しており、例えば M 三七號墓からは「王妊」と「白懋父」作器の青銅器が出土しているが、M 三七號墓の規模から考へて、王妊、白懋父が墓主人とは考え難い（蔡運章「洛陽北窯西周墓羣の墓群出土の青銅器銘文から明らかにすることができるが、このことにつ

- 書文字略論」三七頁・『甲骨金文與古史新探』中國社會科學院・一九九六)。ただ、張家坡西周墓や天馬曲村遺跡、瑠璃河遺跡などの墓群や陝西各地の窖藏から出土した青銅器銘文は、多くその地に地盤を置く氏族の作器と考えられるから、出土地域別による比較によつてある程度の傾向を知ることは可能と考えられる。
- ⑤ 本論で引用した銘文の隸定及び解釋については、白川靜氏の『金文通釋』(白鶴美術館・一九六四～一九八四・以下『通釋』と略稱)、『殷周金文集成釋文』(中國社會科學院考古研究所編・香港中文大學中國文化研究所出版・二〇〇一)に據るところが多かつた。また青銅器の斷代については『殷周金文集成』(中國社會科學院考古研究所編・一九六四～一九八四)に従い、『集成』の整理番號と林巳奈夫氏(『殷周青銅器要覽』・吉川弘文館・一九八四)の斷代を附した。なお『集成』未收錄の器について、『近出殷周金文集錄』(劉雨・盧岩編・中華書局・二〇〇二)に收録のものについてはその整理番號と断代を、『近出』にも未收録の場合には雑誌名を附した。
- ⑥ 鄭洪春・穆海亭「鎬京西周五號大型宮室建築基址發掘簡報」(『文博』一九九二年四期・陝西省考古研究所)
- ⑦ 飯島武次「中國周文化考古學研究」第3章「先周・西周都城研究」(一九九八年・同成社)
- ⑧ 中國科學院考古研究所編著『澧西發掘報告』(一九六三年・文物出版社)
- ⑨ 中國科學院考古研究所編著『張家坡西周墓』第一章「前言」一頁(一九九九年・中國大百科全書出版社)
- ⑩ 黃盛璋「長安京地區西周墓新出銅器群初探」(『文物』一九八六年一期)・李學勤「論長安花園村兩墓青銅器」(『文物』一九八六年一期)
- ⑪ 黃盛璋・李學勤前掲論文。黃氏は懿王期、李氏は穆王期に断代している。
- ⑫ 王長啓「西安市文物中心收藏的商周青銅器」(『考古與文物』一九九〇年五期)
- ⑬ 凤雛村の甲組建築址については、陝西周原考古隊「陝西岐山鳳雛村西周建築基址發掘簡報」(『文物』一九七九年一〇期)及び楊鴻勛「西周岐邑建築遺址初步考察」(『文物』一九八一年三期)、召陳村の建築群址については、陝西周原考古隊「扶風召陳西周建築群基址發掘簡報」(『文物』一九八一年二期)及び傅熹年「陝西扶風召陳西周遺址初探」(周原西周建築遺址研究之二)(『文物』一九八一年三期)を参照のこと。なお、近頃岐山縣の周公廟遺跡で西周期の大墓群の發掘が行われているが、その詳細は不明である。
- ⑭ 陳夢家「西周銅器斷代」一、四、「成王銅器」…
- ⑮ 飯島武次、前掲書一〇九頁。
- ⑯ 張劍「洛陽博物館藏幾件青銅器」(『文物資料叢刊』3・一九八〇年・文物出版社)
- ⑰ 「集成」では器を「遷」の作器としているが、「遷」は「保貞簋」(『近出』484前期)「己卯、公才虜。保貞麗(己卯、公、虜に才り。保貞、麗す)」の「麗」と同意と考えられるから、人名ではあり得ない。よつて「尹光」の作器とすべきである。
- ⑱ 白川靜『字統』三〇頁。
- ⑲ 赤塚忠「甲骨文に見える神々」三、「巫先」・六、「伊尹」三九一頁(『中國古代の宗教と文化』殷王朝の祭祀・所收・角川書店・一九七七)。
- また、赤塚氏は巫先伊尹の性格を述べて「尹の神祕的能力に代表される先進の文化を持ち、固有の祭祀體系を備えていたのである。その諸族が殷王朝に服屬するに至つて、黃尹・伊尹などの多尹が殷王朝の祭典に列なり、諸族人の多尹が王朝に仕えることになり、またここから殷王朝の柱石の臣としての阿衡・伊尹の傳説が展開したと考えられる」(同四一三頁)とされている。
- ⑳ 島邦男「殷墟卜辭研究」第二篇「殷代の社會」、第四章「殷の官僚」四六九頁・四七〇頁(中國學研究會・一九五八)。
- ㉑ 赤塚前掲書三九七頁。

- (23) 「白川靜氏は大保と明保の稱について「最高の聖職者の名號」とされて
いる（『說文新義』卷八上「保」）。
- (24) 「保卣」については異釋が多い。本稿では松丸道雄編『甲骨・金文（殷・
周・列國）』40【征卣（保卣）—蓋銘】（中國書法選1・二玄社・一九
九〇）の釋文に據つた。
- (25) 「保卣」の「保」を郭沫若は「大保」としている（「保卣銘釋文」・
『考古學報』一九五八・第一期）。
- (26) 阳公家は從來姪姓と考へられていたが、召公關係の金文では祖考名を
十子で記しているので殷系氏族である（白川靜『召方考』一九七三・『甲
骨金文學論集』所收）。
- (27) 「大史」の稱謂は「毛公鼎」（2841後期・ⅢB）・番生簋蓋（3699
後期・ⅢA）・「蔡大史鉶」（10356春秋）にも見えるが、本稿では西
周後期以降の器は對象としない。
- (28) 黃陂縣文化館・孝感地區博物館・湖北省博物館「湖北黃陂魯臺山兩周
遺跡與墓葬」（『江漢考古』一九八二第一期）
- (29) 『通釋』一五。
- (30) 郭沫若『兩周金文辭大系攷釋（增訂本）』三三頁に「作冊大乃矢令子、
令爲作冊、父子世官。今之父爲丁，在大自爲祖丁。令器有鳥形文族徵、
此亦然」とある。
- (31) 唐蘭「論周昭王時代的青銅器銘刻」（『古文字研究』第二集・一九八
〇）
- (32) 矢氏の名は、陝西扶風（鳳翔府）出土の「散氏盤」（10176後期・Ⅱ）
に「矢王」の名が見える。同じく扶風出土の「矢王鐸」（6452前期）に
も「矢王乍寶彝（矢王、寶彝を作る）」と矢王作器の銘文があり、傳世
の器にも「矢王」「矢白」と稱するものが數例見られるから、周原にも
矢氏の勢力があつたことが分かる。また、江蘇省丹徒煙墩山出土の「宜
侯矢簋」（4320前期・ⅠB）の作器者も「矢」と稱しており、白川氏
は矢氏の作器と見てゐる（『通釋』一三九）。宜侯矢や周原と成周の
矢氏との關連の有無については、非常に興味深い問題であるが、本稿で

は成周の矢氏のみを扱うこととする。

(33) 木村秀海氏は「周師」を周の大師の別名として「周師は個人名を付し

て稱されない。これは西周金文では稀なことで、王・侯のような君主、

大保のような極めて高位な官などに限られている」（「周師」『關西學

院史學』25號・四一頁・一九九八）とされてゐる。賜與形式金文の觀

點から見ると、「賜與者」が私名で記されることが多いが、臣名
とすべき方が妥當である。

(34) 蔡沈『書經集傳』卷五に「逸誥者、史逸誥周公治洛留後」とある。

(35) 陳夢家は、君陳と明保とを同一人物に比定してゐる（「西周銅器斷代」

（一）『考古學報』第十冊・一九五五・科學出版社）。

(36) 楊寬氏は「周公死後、成王重視對成周東郊所住殷貴族的管理工作、所
以繼續命令君陳在成周『分正東郊』……成周東郊正是殷貴族集中居住
之地」、「分正」當是分設長官加強管理的意思」（第一編・第五章「東都
成周的營建和中央政權的創設」一五七、一五八頁・『西周史』一九九九・
臺灣商務印書館）とやられる。

（本学大学院博士後期課程）